

令和5年度岩手県サービス管理責任者等更新研修実施要領

1 目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という）の養成を図ること。

2 実施主体

岩手県。ただし、一般社団法人岩手県社会福祉士会に委託して実施する。

3 対象者

現にサービス管理責任者等として従事している者又は今後サービス管理責任者等として従事しようとする者で、次の(1)、(2)のいずれかを満たす者（岩手県内に所在する事業所・施設に所属する者（予定も含む）に限る）

(1) 平成30年度以前のサービス管理責任者等研修を修了した者

(2) 令和元年度にサービス管理責任者等更新研修を修了した者

※ 平成30年度までにサービス管理責任者等研修を修了した者が令和5年度までに更新研修を修了しなかった場合は、令和6年4月1日からサービス管理責任者等として従事することができなくなりますが、令和6年度以降の実践研修を修了すれば再び従事可能となります。

4 日程等

別紙1 日程のとおり。

5 募集定員

200名。ただし、申込多数の場合には選考の上受講者を決定する。

(1) 複数分野修了している場合は、それぞれについて更新研修を受講する必要はありません。

(2) 受講希望者多数の場合には、受講希望者がサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置されている（又は配置される予定）事業所の状況、申込順等により選考し、受講者を決定します。サービス管理責任者等として従事している者については、従事しようとする者よりも優先的に受講決定する場合があります。

(3) 同一事業所内から複数名の受講が必要な事業所については、①事業所として令和6年度までに更新する必要がある人数、②すでに更新した人数、③今年度受講させたい人数を記入してください。

6 受講料

4,000円

(1) 受付で徴収します。つり銭の無いようご準備ください。

(2) 受講者側の事情により受講決定及び修了が取り消された場合には、既に徴収済みの受講料の返金はいりません。受講者側の事情で受講を辞退する場合も同様です。

7 修了証書の交付

(1) 全課程（Web講義及び演習1日間）受講した者に修了証書を交付します。

(2) 欠席、遅刻、早退のあった者については、その後の受講継続は認めません。

(3) 研修態度が著しく不良の場合は、修了証書を発行しない場合があります。

8 個人情報の取扱いについて

受講者の個人情報については、本研修及び研修修了者名簿作成・管理以外には使用しません。

9 受講申込方法等

(1) 申込方法

ア 必ず**郵送により申し込んでください。**

イ **申込期限以降に到着した場合や書類に不備があった場合**については、いかなる理由でも**受付対象外**とします。

(2) 提出書類

ア 受講申込書 (別紙2)

イ 返信用封筒 (長3封筒を使用すること。)

(**受講者1名ごとに住所と宛名を記載し、84円分の切手を貼付すること。**)

ウ 過去の「サービス管理責任者等研修」修了証の写し

(3) 申込期限

令和5年11月10日(金) 郵送必着

(4) 申込・問い合わせ先

一般社団法人岩手県社会福祉士会 担当：山口依里・伊藤智恵子
住所：岩手県盛岡市中野2丁目16-1 SETビル3階A号室
電話：019(613)5505

10 注意事項

(1) 受講決定について

ア 受講申込者全員に受講可否通知を送付します。**12月1日(金)**を過ぎても受講可否連絡が届かない場合、上記問い合わせ先まで御連絡ください。

イ 受講要件に該当しない場合及び選考の結果受講対象とならなかった場合は、非決定通知書を送付します。その場合でも、申込書類は返却しませんので御了承下さい。

(2) 事前提出課題について

ア 受講決定された方には、**事前課題(県公式ホームページ「トップページ」>くらし・環境>福祉>障がい福祉>事業者情報>2 研修情報」に掲載予定)**を提出していただきます。

イ **期限までに事前課題の提出のない場合、受講者本人が作成したものではないことが判明した場合、時間をかけて取り組んだ形跡が見られない等課題への取組みが不十分であると認められる場合には受講決定を取り消し、その後の受講継続をお断りします。**

(3) 修了後に受講申込書への記載に虚偽があることが判明した場合、修了を取り消します。

(4) 修了証は本研修を修了したことを証明するものであり、サービス管理責任者等として従事するための**実務経験を満たしていることを証明するものではありません。**

(5) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の双方に係る実務経験要件を満たす場合には、両者の修了証の交付を受けることが可能です。過去の研修において一方の修了証の交付しか受けていなかった場合でも同様です。

(6) 受講者側の事情により受講決定及び修了が取り消された場合には、既に徴収済みの受講料の返金はいりませんので御注意ください。

(7) 演習当日の持参資料等については別途連絡します。持参資料等に不備があった場合には、受講をお断りする可能性もありますので、よく確認の上、受講願います。

11 県の事業担当課

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 障がい福祉担当

住所：〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話：019-629-5447

(受講申込書の送付及び申込の確認は9(4)の岩手県社会福祉士会へお願いします。)